

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十四日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第二十一号

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
例

証人等の実費弁償に関する条例（昭和四十一年聖籠町条例第三号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料とし、日当を除くこれらの額は聖籠町職員の旅費に関する条例（昭和三十年聖籠町条例第四号）の規定により一般職員に支給される額とする。

2 日当の額については、次の各号に掲げる額とする。

一 証人等が大学教授等の専門的かつ高度の知識を有するものである場合 聖籠町特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年聖籠町条例第四十七号。次号において「条例」という。）別表に定める大学教授等の専門的かつ高度の知識を有する委員に支給する日額報酬の額
二 証人等が前号以外の者である場合 条例別表に定めるその他の委員に支給する日額報酬の額
別表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の証人等の実費弁償に関する条例の規定は、施

行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

